

京都市告示第375号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇多野嵐山 山田線	右京区嵯峨一本木町40番地の1地先から 同町30番地の7地先まで	旧	メートル 16.70	メートル 6.55
		新	16.70	7.90 ~ 10.30

(建設局土木管理部道路明示課)